

平成二十七年七月臨時教育委員会会議録

鳴門市教育委員会 七月臨時教育委員会は七月一日招集告示

七月一日十九時 市分庁舎教育委員会会議室で開会 同日十九時二十六分閉会した

一、出席委員 寺田委員 加藤委員 小松委員

一、欠席委員 巽委員

一、出席者

事務局職員 天満教育総務課長 西條教育総務課副課長

その他職員 竹下学校教育課長 三栖生涯学習人権課長 中山教育支援室長

小野木体育振興室長

一、傍聴者 なし

一、会議は 教育長が議事を進行した

一、議事の内容は次のとおりである

一、議案第四十三号 鳴門市教科用図書採択委員会委員の委嘱について

一、議案第四十四号 鳴門市教育振興計画審議会委員の委嘱について

一、議案第四十五号 鳴門市いじめ問題等対策委員会委員の委嘱について

一、議案第四十六号 鳴門市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

一、教育長は 十九時 七月臨時教育委員会の開会を宣した

一、教育長は会議録の朗読を事務局に求めた

西條教育総務課副課長は 六月定例教育委員会の会議録を朗読した

一、教育長は会議録の承認について諮り 全委員異議なく承認した

一、教育長は 議案第四十三号 鳴門市教科用図書採択委員会委員の委嘱については 教科用図書

採択の公平を確保する観点から 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条第七項ただし書きの規定により 会議を非公開とする発議をし 全会一致で可決した

一、教育長は 議案第四十三号 鳴門市教科用図書採択委員会委員の委嘱について 事務局に説明を求めた

本件について 竹下学校教育課長は 鳴門市附属機関設置条例に基づき設置された 本件委員会委員について 委員交代のため後任者を委嘱したい旨 説明した

一、教育長は 議案第四十三号について諮り 協議の結果 全委員異議なく承認した

一、教育長は 秘密会を解除した

一、教育長は 議案第四十四号 鳴門市教育振興計画審議会委員の委嘱について 事務局に説明を求めた

本件について 竹下学校教育課長は 鳴門市附属機関設置条例に基づき設置された 本件審議会委員のうち 関係団体の代表者である委員一名について 役員交代により 後任を委嘱したい旨 説明した

一、教育長は 議案第四十四号について諮り 協議の結果 全委員異議なく承認した

一、教育長は 議案第四十五号 鳴門市いじめ問題等対策委員会委員の委嘱については 教育長の自己に関する議事であり 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条第六項の規定により 参与できないことから 同項ただし書きに基づき 参与について委員の同意を求め 委員全員の同意を得た

一、教育長は 議案第四十五号 鳴門市いじめ問題等対策委員会委員の委嘱について 事務局に説明を求めた

本件について 中山教育支援室長は 鳴門市附属機関設置条例に基づき設置された 本委員会の委員について 教育長交替に伴い 安田教育長を委嘱したい旨 説明した

一、教育長は 議案第四十五号について諮り 協議の結果 全委員異議なく承認した

一、教育長は 議案第四十六号 鳴門市スポーツ推進審議会委員の委嘱について 事務局に説明を求めた

本件について 小野木体育振興室長は 鳴門市附属機関設置条例に基づき設置された本件審議会の委員二名について 役員交代により 後任を委嘱したい旨 説明した

小松委員は後任委員の選出方法について質問した

小野木体育振興室長は 本件委員の前任者を 関係団体の代表として委嘱していたことから 関係団体の役員人事で後任の代表者として選出された方を 委員として委嘱したい旨 説明した

寺田委員は 本件審議会は教育委員会ではなく 市長部局が所管するべきではないか と質問した

荒川教育次長は スポーツ振興には 純然たるスポーツ 健康づくり お年寄りの健康維持と様々な目的があり 本市でも 目的に対応した部署が それぞれの事業に取り組んでいるが スポーツ行政全体としては 教育委員会が所管するため 本件審議会についても 教育委員会が所管している旨 説明した

一、教育長は 議案第四十六号について諮り 協議の結果 全委員異議なく承認した

一、教育長は 協議事項の説明を事務局に求めた

天満教育総務課長は 協議事項のないことを報告した

一、教育長は 報告事項の説明を事務局に求めた

天満教育総務課長は 報告事項のないことを報告した

一、教育長は 十九時二十六分 閉会を宣した

一、その他の事項は次のとおりである

一、教育長は 七月定例教育委員会の日程については後日調整の上 連絡することを確認した

一、教育長は 教育長に事故があるとき 又は教育長が欠けたときに その職務を行う委員として

寺田委員を指名した